

# 結果の概要

## 1 平成23年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成23年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反のすべての罪種において減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員もそれぞれ減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## 2 被疑事件の受理

### (1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成23年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,481,665人で、前年に比べると5.5%（86,634人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は5.8%（17,885人）、特別法犯は7.7%（8,051人）、道路交通法等違反は7.3%（32,991人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は674,892人で、刑法犯全体の70.0%、総数の45.5%を占めるが、前年に比べると3.9%（27,707人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,481,665	100.0	-5.5
刑法犯	289,636	19.5	-5.8
特別法犯	96,779	6.5	-7.7
自動車による過失致死傷	674,892	45.5	-3.9
道路交通法等違反	420,358	28.4	-7.3

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成18年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯については増加傾向にあったが、同20年にいったん減少し、同21年に増加に転じたが、同22年からは減少傾向にある。その他の罪種においては減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
総数	100	92	82	79	76	72
刑法犯	100	92	86	85	82	77
特別法犯	100	102	94	95	89	82
自動車による過失致死傷	100	94	86	83	82	78
道路交通法等違反	100	87	75	69	64	59

（注）1 平成18年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### (2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成23年における刑法犯の通常受理人員は964,528人で、前年に比べると4.5%（45,592人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、収賄・贈賄（8.8%、11人）、公務執行妨害（5.1%、126人）がそれぞれ増加したほかは、賭博・富くじ（36.5%、483人）、恐喝（14.7%、705人）、横領・背任（13.1%、3,875人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	964,528	100.0	-4.5
公務執行妨害	2,621	0.3	5.1
放火	961	0.1	-4.3
住居侵入	8,580	0.9	-1.6
文書偽造	3,384	0.4	-3.5
強制わいせつ・強姦	4,457	0.5	-0.2
賭博・富くじ	842	0.1	-36.5
収賄・贈賄	136	0.0	8.8
殺人	1,601	0.2	-1.1
傷害	36,060	3.7	-2.9
自動車による過失致死傷	674,892	70.0	-3.9
窃盗	145,647	15.1	-6.5
強盗	4,387	0.5	-1.0
詐欺	17,043	1.8	-2.5
恐喝	4,082	0.4	-14.7
横領・背任	25,737	2.7	-13.1
盗品等関係	2,086	0.2	-9.9
毀棄・隠匿	9,655	1.0	-0.3
暴力行為等処罰に関する法律	1,872	0.2	-1.6
その他の刑法犯	20,485	2.1	-2.9

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成23年における特別法犯の通常受理人員は96,779人で、前年に比べると7.7% (8,051人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、不正競争防止法違反(37.8%, 14人)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(35.8%, 39人)、金融商品取引法違反(2.2%, 2人)などがそれぞれ増加し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反(23.5%, 20人)、出入国管理及び難民認定法違反(21.4%, 961人)、貸金業法(20.1%, 61人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	96,779	100.0	-7.7
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,922	4.1	0.2
銃砲刀剣類所持等取締法	5,501	5.7	-12.4
売春防止法	941	1.0	-0.9
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	2,069	2.1	-1.0
ストーカー行為等の規制等に関する法律	189	0.2	-9.6
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	148	0.2	35.8
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	65	0.1	-23.5
著作権法	335	0.3	-4.3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7,765	8.0	-9.3
金融商品取引法	92	0.1	2.2
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	735	0.8	-2.5
貸金業法	242	0.3	-20.1
不正競争防止法	51	0.1	37.8
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	104	0.1	-5.5
出入国管理及び難民認定法	3,534	3.7	-21.4
その他の特別法犯	71,086	73.5	-7.1

なお、平成23年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、覚せい剤取締法違反(0.2%, 37人)は増加し、大麻取締法違反(25.7%, 890人)、あへん法違反(17.4%, 4人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(17.1%, 43人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(16.1%, 151人)はそれぞれ減少している。

平成18年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
大麻取締法	3,499 (100)	3,549 (101)	4,058 (116)	4,392 (126)	3,468 (99)	2,578 (74)
麻薬及び向精神薬取締法	1,145 (100)	1,328 (116)	1,337 (117)	1,038 (91)	936 (82)	785 (69)
覚せい剤取締法	20,144 (100)	20,288 (101)	18,266 (91)	19,365 (96)	19,663 (98)	19,700 (98)
あへん法	57 (100)	54 (95)	14 (25)	29 (51)	23 (40)	19 (33)
麻薬特例法	279 (100)	227 (81)	325 (116)	230 (82)	251 (90)	208 (75)

(注) ( ) 内の数は、平成18年を100とする指数である。

### 3 被疑事件の処理

#### (1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成23年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,488,823人で、未済となった被疑事件の人員の総数は15,512人である。前年に比べると、既済人員は5.7% (90,244人) 減少し、未済人員は14.2% (1,924人) 増加している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(6.1%, 18,982人)、特別法犯(7.7%, 8,174人)、自動車による過失致死傷(4.0%, 28,098人)、道路交通法等違反(7.6%, 34,990人)のいずれも減少しており、未済人員については、刑法犯(8.6%, 550人)、特別法犯(13.0%, 309人)、自動車による過失致死傷(19.9%, 613人)、道路交通法等違反(26.4%, 452人)のいずれも増加している。

(※) 時効再起事件の人員(1人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,488,823	100.0	-5.7	15,512	100.0	14.2
刑法犯	291,211	19.6	-6.1	6,963	44.9	8.6
特別法犯	98,368	6.6	-7.7	2,691	17.3	13.0
自動車による過失致死傷	675,009	45.3	-4.0	3,695	23.8	19.9
道路交通法等違反	424,235	28.5	-7.6	2,163	13.9	26.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成23年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,728,516人)に対する未済人員(15,512人)の割合は0.9%で、前年と比較して0.2ポイント上昇している。

平成23年の既済率は、総数は99.0%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成18年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
総数	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.0
刑法犯	98.3	98.2	98.1	97.9	98.0	97.7
特別法犯	97.9	94.9	97.9	98.0	97.8	97.3
自動車による過失致死傷	99.6	99.6	99.5	99.6	99.6	99.5
道路交通法等違反	99.7	99.7	99.6	99.7	99.6	99.5

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数}(\text{「他の検察庁に送致」を除く。})}{\text{既済人員数}(\text{「他の検察庁に送致」を除く。}) + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成23年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は474,125人で8.5%（44,128人）減少し、不起訴は880,287人で3.6%（33,069人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成18年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移していたものが同20年から増加に転じたが、同22年からは減少傾向にあり、略式命令請求は減少傾向にあつて、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既済事由	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
総起訴数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公判請求	38.4	35.9	34.3	33.9	32.8	31.8
略式命令請求	6.6	6.6	7.0	7.2	6.9	6.8
不起訴	31.7	29.3	27.3	26.7	25.9	25.0
その他	52.1	54.7	56.4	56.6	57.8	59.1
	9.5	9.4	9.3	9.5	9.3	9.0

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成23年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は92.1%で0.1ポイント上昇し、嫌疑不十分は5.6%で0.1ポイント、その他は2.3%で0.1ポイントそれぞれ低下している。

平成23年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は71.4%で、自動車による過失致死傷は9.7%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成18年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、減少傾向にあつたものが、同20年から増加に転じたが、同22年からは再び減少傾向にあり、自動車による過失致死傷は、ほぼ横ばいに推移していたものが同20年から増加に転じ、同22年は減少したが、同23年は再び増加している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区	分	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
刑法犯	公判請求	47.5	46.2	47.4	48.0	46.6	45.9
	略式命令請求	52.5	53.8	52.6	52.0	53.4	54.1
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公判請求	77.3	73.8	74.0	74.6	72.7	71.4
	略式命令請求	22.7	26.2	26.0	25.4	27.3	28.6
自動車による過失致死傷	公判請求	9.2	9.3	9.9	10.0	9.6	9.7
	略式命令請求	90.8	90.7	90.1	90.0	90.4	90.3

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成23年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を見ると、20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成18年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、30歳～34歳も減少が続いている。

なお、60歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成					平 成 23 年		
	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ～ 17 歳	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
18 ・ 19 歳	1.0	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	0.6
20 ～ 24 歳	15.5	14.7	13.7	13.8	13.3	13.1	13.8	9.0
25 ～ 29 歳	12.9	12.1	12.1	12.4	12.1	11.5	12.1	8.2
30 ～ 34 歳	13.0	12.4	12.0	11.5	11.2	10.7	11.0	8.6
35 ～ 39 歳	11.3	11.6	11.5	11.8	11.8	11.6	11.7	10.7
40 ～ 44 歳	8.9	9.2	9.4	9.8	10.1	10.3	10.4	9.9
45 ～ 49 歳	7.6	7.6	7.9	7.9	8.2	8.2	8.3	7.9
50 ～ 54 歳	7.6	7.3	7.1	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0
55 ～ 59 歳	8.7	8.9	8.6	7.8	7.3	6.9	7.0	6.8
60 ～ 64 歳	5.4	5.8	6.4	6.5	6.8	7.4	7.2	8.6
65 ～ 69 歳	3.8	4.3	4.6	4.7	4.8	4.9	4.5	7.3
70 歳 以上	4.3	5.2	5.8	5.9	6.5	7.3	5.9	15.4

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成23年において起訴した人員は474,125人である。罪種別に見ると、刑法犯は85,586人で、起訴した人員の18.1%、特別法犯は54,339人で同11.5%、自動車による過失致死傷は60,450人で同12.7%、道路交通法等違反は273,750人で同57.7%である。

平成23年の起訴率は35.0%で、前年に比べると1.2ポイント低下している。

平成18年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪 種	平 成						
	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	
総 数	42.4	39.6	37.8	37.5	36.2	35.0	
刑 法 犯	43.6	43.6	44.4	43.9	42.5	41.9	
特 別 法 犯	62.8	60.2	57.2	55.9	56.3	56.8	
自動車による過失致死傷	10.3	9.9	9.8	9.7	9.5	9.3	
道路交通法等違反	77.4	72.7	69.7	71.1	70.2	68.2	

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成18年以降の推移を見る（表12）と、前年に比べ、盗品等関係（4.8ポイント）、横領・背任（1.6ポイント）、窃盗（1.0ポイント）などが上昇し、暴力行為等処罰に関する法律違反（8.3ポイント）、賭博・富くじ（6.7ポイント）、放火（6.1ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年
公務執行妨害	60.5	64.5	66.7	61.3	63.0	58.8
放火	59.5	53.9	53.0	52.9	50.4	44.3
住居侵入	50.0	46.4	45.3	44.7	45.6	43.0
文書偽造	62.3	65.2	65.5	61.9	56.9	52.9
強制わいせつ・強姦	60.3	56.4	53.8	53.8	53.3	51.4
賭博・富くじ	46.4	54.7	60.6	60.3	53.4	46.7
収賄・贈賄	79.5	78.5	78.4	72.7	84.3	82.0
殺害	56.7	52.9	48.9	48.6	38.3	37.1
傷害	56.2	52.5	49.9	47.0	46.8	44.9
自動車による過失致死	10.3	9.9	9.8	9.7	9.5	9.3
窃盗	36.6	39.6	42.4	43.8	42.8	43.8
強盗	80.5	73.2	67.1	66.1	59.4	54.9
詐欺	67.2	64.3	64.2	65.4	60.1	54.7
恐喝	57.0	51.8	45.5	42.6	41.1	37.8
横領・背任	15.2	14.5	16.1	17.5	18.2	19.8
盗品等関係	49.7	42.6	47.0	34.8	26.1	30.9
毀棄・隠匿	28.3	27.1	26.3	25.5	24.9	25.0
暴力行為等処罰に関する法律	66.3	63.8	59.8	58.7	61.6	53.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間 (統計表第30, 31表関係)

平成23年において既済となった被疑事件 (※1) の処理期間 (※2) について, その期間別人員の構成比を罪種別に見る (表13) と, 被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は, 刑法犯53.4%, 特別法犯47.5%, 総数51.8%であり, 1月以内までに処理した割合は, 刑法犯81.9%, 特別法犯76.5%, 総数80.5%である。

さらに, 2月以内までに処理した割合を見ると, 刑法犯91.9%, 特別法犯89.1%, 総数91.2%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み, 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15日 以 内	1月 以 内	2月 以 内	3月 以 内	6月 以 内	1年 以 内	2年 以 内	2年を 超える
総 数	447,926 (100.0)	232,013 (51.8)	128,414 (28.7)	47,834 (10.7)	17,881 (4.0)	16,783 (3.7)	4,469 (1.0)	492 (0.1)	40 (0.0)
刑 法 犯	325,072 (100.0)	173,682 (53.4)	92,804 (28.5)	32,364 (10.0)	11,795 (3.6)	10,892 (3.4)	3,105 (1.0)	394 (0.1)	36 (0.0)
特 別 法 犯	122,854 (100.0)	58,331 (47.5)	35,610 (29.0)	15,470 (12.6)	6,086 (5.0)	5,891 (4.8)	1,364 (1.1)	98 (0.1)	4 (0.0)

(注) ( ) 内は, 総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成23年における少年被疑事件の通常受理人員は134,947人で, 前年に比べると8.5% (12,461人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と, 特別法犯は14.4% (421人), 道路交通法等違反は11.2% (2,844人), 刑法犯は8.3% (7,914人), 自動車による過失致死傷は5.4% (1,282人) それぞれ減少している。

また, 男女別構成比では, 男子が81.1%を占めている。前年に比べると, 男子は7.6% (8,982人) 減少し, 女子も12.0% (3,479人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	134,947	100.0	-8.5
刑 法 犯	87,629	64.9	-8.3
特 別 法 犯	2,512	1.9	-14.4
自動車による過失致死傷	22,254	16.5	-5.4
道路交通法等違反	22,552	16.7	-11.2
男	109,479	81.1	-7.6
女	25,468	18.9	-12.0

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成18年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、すべての罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
総 数	100	91	80	79	75	68
刑 法 犯	100	91	82	82	78	71
特 別 法 犯	100	92	79	80	73	62
自動車による過失致死傷	100	94	81	76	71	67
道路交通法等違反	100	89	74	74	68	60
男	100	91	80	80	75	70
女	100	93	80	77	71	63

(注) 1 平成18年を100とする指数である。  
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

## (2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成23年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べると、殺人(41.5%, 17人)、文書偽造(29.9%, 23人)、放火(20.3%, 15人)などが増加したほかは、強制わいせつ・強姦(16.2%, 82人)、横領・背任(15.0%, 2,697人)、盗品等関係(13.4%, 216人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	109,883	100.0	-7.7
公 務 執 行 妨 害	254	0.2	16.5
放 火	89	0.1	20.3
住 居 侵 入	2,996	2.7	-6.5
文 書 偽 造	100	0.1	29.9
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	425	0.4	-16.2
殺 人	58	0.1	41.5
傷 害	6,728	6.1	-4.2
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	22,254	20.3	-5.4
窃 盗	52,979	48.2	-8.1
強 盗	890	0.8	17.7
詐 欺	1,111	1.0	1.9
恐 喝	1,391	1.3	-10.5
横 領 ・ 背 任	15,298	13.9	-15.0
盗 品 等 関 係	1,394	1.3	-13.4
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	441	0.4	-8.9
そ の 他 の 刑 法 犯	3,475	3.2	5.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、覚せい剤取締法違反は250人で9.2%（21人）増加したほかは、麻薬及び向精神薬取締法違反は17人で65.3%（32人）、大麻取締法違反は84人で59.0%（121人）、毒物及び劇物取締法違反は125人で56.4%（162人）それぞれ減少している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

平成23年における全被疑者（少年，成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.1%で，前年に比べると0.3ポイント減少している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について，平成18年以降の推移を罪種別に見る（表17）と，全般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年
総 数	9.6	9.5	9.3	9.6	9.4	9.1
刑 法 犯	32.8	32.5	31.4	31.8	31.1	30.3
特 別 法 犯	3.4	3.1	2.9	2.9	2.8	2.6
自動車による過失致死傷 道路交通法等違反	3.8	3.9	3.6	3.5	3.3	3.3
	5.3	5.4	5.2	5.6	5.6	5.4

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成23年における刑法犯の通常受理人員について，少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と，前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は，強盗（3.2ポイント），放火（1.9ポイント），恐喝（1.6ポイント）などであり，減少している罪名は，盗品等関係（2.7ポイント），住居侵入（1.9ポイント），暴力行為等処罰に関する法律違反（1.8ポイント）などである。

なお，少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は，盗品等関係（66.8%），横領・背任（59.4%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少 年	成 人
総 数	11.4	88.6
公 務 執 行 妨 害	9.7	90.3
放 火	9.3	90.7
住 居 侵 入	34.9	65.1
文 書 偽 造	3.0	97.0
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	9.5	90.5
殺 人	3.6	96.4
傷 害	18.7	81.3
自動車による過失致死傷	3.3	96.7
窃 盗	36.4	63.6
強 盗	20.3	79.7
詐 欺	6.5	93.5
恐 喝	34.1	65.9
横 領 ・ 背 任	59.4	40.6
盗 品 等 関 係	66.8	33.2
暴力行為等処罰に関する法律	23.6	76.4
そ の 他 の 刑 法 犯	11.2	88.8

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成23年における刑法犯に係る少年被疑事件について，年齢別通常受理人員を見る（表19）と，前年に比べると，14・15歳は8.3%（3,149人），16・17歳は7.3%（2,778人），18・19歳は7.5%（3,269人）それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	109,883	100.0	-7.7
14・15 歳	34,728	31.6	-8.3
16・17 歳	35,090	31.9	-7.3
18・19 歳	40,065	36.5	-7.5

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成18年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳の割合は増加傾向にあったが、同22年からは減少に転じており、16・17歳の割合は減少傾向にあったが、同23年は増加に転じている。また、18・19歳の割合は減少傾向にあったが、同22年からは増加に転じている。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成						
	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14・15 歳	27.7	29.2	30.1	32.0	31.8	31.6	
16・17 歳	33.8	32.9	33.3	32.4	31.8	31.9	
18・19 歳	38.5	37.9	36.6	35.6	36.4	36.5	

## 5 外国人被疑事件

### (1) 通常受理人員（統計表第15, 21表関係）

平成23年における外国人被疑事件の通常受理人員は16,834人で、前年に比べると12.0%（2,291人）減少している。罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は9.2%（953人）、特別法犯は15.2%（1,338人）それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	16,834	100.0	-12.0
刑 法 犯	9,377	55.7	-9.2
特 別 法 犯	7,457	44.3	-15.2

平成23年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位にある。

前年に比べると、ブラジル（24.1%、328人）、タイ（18.6%、80人）、韓国・朝鮮（16.2%、884人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	16,834	100.0	-12.0
中 国	5,228	31.1	-8.2
韓 国 ・ 朝 鮮	4,587	27.2	-16.2
フ イ リ ピ ン	1,398	8.3	-5.5
ブ ラ ジ ル	1,034	6.1	-24.1
ベ ト ナ ム	915	5.4	-11.3
ペ ル ー	528	3.1	-9.9
ア メ リ カ 合 衆 国	381	2.3	-12.0
タ イ	350	2.1	-18.6
イ ラ ン	275	1.6	-4.2
ロ シ ア	156	0.9	-9.8
そ の 他	1,982	11.8	-8.4

平成23年における来日外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は12,893人で、前年に比べると14.0%（2,100人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は11.1%（821人）、特別法犯は16.8%（1,279人）それぞれ減少している。

また、平成23年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は76.6%で、前年に比べると1.8ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は70.1%で1.5ポイント、特別法犯は84.7%で1.7ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,893	100.0	-14.0	76.6
刑法犯	6,576	51.0	-11.1	70.1
特別法犯	6,317	49.0	-16.8	84.7

平成23年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなどが上位にある。

前年に比べると、ブラジル（28.4%、342人）、韓国・朝鮮（25.8%、637人）、タイ（20.9%、86人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,893	100.0	-14.0	76.6
中国	4,791	37.2	-9.6	91.6
韓国・朝鮮	1,832	14.2	-25.8	39.9
フィリピン	1,247	9.7	-6.4	89.2
ベトナム	878	6.8	-11.2	96.0
ブラジル	864	6.7	-28.4	83.6
ペルー	453	3.5	-12.5	85.8
タイ	325	2.5	-20.9	92.9
イラン	255	2.0	-7.9	92.7
アメリカ合衆国	246	1.9	-4.7	64.6
ロシア	145	1.1	-15.2	92.9
その他	1,857	14.4	-10.1	93.7

## (2) 罪名別通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成23年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、暴力行為等処罰に関する法律違反（23.1%、12人）、住居侵入（12.9%、27人）、傷害（7.0%、108人）などが増加し、賭博・富くじ（66.7%、40人）、強盗（31.7%、93人）、強制わいせつ・強姦（17.2%、28人）などが減少している。特別法犯では、外国人登録法違反（67.9%、19人）、関税法違反（26.1%、43人）、覚せい剤取締法違反（1.8%、19人）などが増加し、大麻取締法違反（29.0%、67人）、麻薬及び向精神薬取締法違反（28.7%、54人）、あへん法違反（28.6%、2人）などが減少している。

構成比で見ると、窃盗が26.7%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が18.7%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	16,834	100.0	-12.0
刑法	9,377	55.7	-9.2
公務執行妨害	119	0.7	0.8
住居侵入	237	1.4	12.9
文書偽造	469	2.8	-7.5
強制わいせつ・強姦	135	0.8	-17.2
賭博・富くじ	20	0.1	-66.7
殺害	59	0.4	5.4
傷害	1,655	9.8	7.0
窃盗	4,489	26.7	-11.5
強盗	200	1.2	-31.7
詐欺	447	2.7	-11.1
恐喝	93	0.6	-13.9
横領・背任	496	2.9	-14.5
盗品等関係	119	0.7	-10.5
暴力行為等処罰に関する法律	64	0.4	23.1
その他の刑法犯	775	4.6	-16.6
特別法犯	7,457	44.3	-15.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	741	4.4	-15.7
銃砲刀剣類所持等取締法	183	1.1	-1.6
売春防止法	151	0.9	-21.4
大麻取締法	164	1.0	-29.0
麻薬及び向精神薬取締法	134	0.8	-28.7
覚せい剤取締法	1,075	6.4	1.8
あへん法	5	0.0	-28.6
関税法	208	1.2	26.1
出入国管理及び難民認定法	3,144	18.7	-21.7
外国人登録法	47	0.3	67.9
その他の特別法犯	1,605	9.5	-13.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成23年における全被疑者の通常受理人員(386,415人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。)に占める外国人被疑者の割合は4.4%で、前年に比べると0.2ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造(13.9%)、盗品等関係(5.7%)、強盗(4.6%)などが、特別法犯では、外国人登録法違反(100.0%)、出入国管理及び難民認定法違反(89.0%)、関税法違反(55.0%)などが高い割合を示している。

平成23年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る(表26)と、刑法犯では、暴力行為等処罰に関する法律違反(28.1%、9人)、住居侵入(16.4%、22人)、恐喝(11.1%、5人)などが増加し、賭博・富くじ(67.9%、19人)、強盗(31.5%、73人)、詐欺(24.1%、77人)などが減少している。特別法犯では、外国人登録法違反(76.0%、19人)、関税法違反(26.8%、40人)、銃砲刀剣類所持等取締法違反(13.7%、16人)などが増加し、大麻取締法違反(29.7%、58人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(28.5%、49人)、出入国管理及び難民認定法違反(22.2%、875人)などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	12,893	100.0	-14.0
刑法犯	6,576	51.0	-11.1
公務執行妨害	75	0.6	-7.4
住居侵入	156	1.2	16.4
文書偽造	434	3.4	-3.1
強制わいせつ・強姦	103	0.8	-16.9
賭博・富く	9	0.1	-67.9
殺人	42	0.3	2.4
傷害	1,079	8.4	7.6
窃盗	3,235	25.1	-14.4
強盗	159	1.2	-31.5
詐欺	242	1.9	-24.1
恐喝	50	0.4	11.1
横領・背任	327	2.5	-14.8
盗品等関係	100	0.8	-7.4
暴力行為等処罰に関する法律	41	0.3	28.1
その他の刑法犯	524	4.1	-17.7
特別法犯	6,317	49.0	-16.8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	620	4.8	-14.7
銃砲刀剣類所持等取締法	133	1.0	13.7
売春防止法	123	1.0	-20.6
大麻取締法	137	1.1	-29.7
麻薬及び向精神薬取締法	123	1.0	-28.5
覚せい剤取締法	756	5.9	-2.1
あへん法	5	0.0	-16.7
関税法	189	1.5	26.8
出入国管理及び難民認定法	3,073	23.8	-22.2
外国人登録法	44	0.3	76.0
その他の特別法犯	1,114	8.6	-16.2

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成23年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(92.5%)、盗品等関係(84.0%)、強盗(79.5%)などが、特別法犯では、あへん法違反(100.0%)、出入国管理及び難民認定法違反(97.7%)、外国人登録法違反(93.6%)などが高い割合を示している。

## 6 被疑者の逮捕・勾留

### (1) 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成23年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者は127,353人で、前年に比べると3.7%(4,942人)減少し、同23年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は33.0%で前年より1.0ポイント低下している。

(※)自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は3.0%(2,837人)、特別法犯は5.7%(2,105人)それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は31.8%で前年より1.1ポイント、特別法犯は36.7%で前年より0.8ポイントそれぞれ上昇している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比(%)	対前年比(%)	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	386,202	127,353	33.0	-3.7	258,849	67.0	-7.8
刑法犯	291,189	92,509	31.8	-3.0	198,680	68.2	-7.5
特別法犯	95,013	34,844	36.7	-5.7	60,169	63.3	-8.7

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成18年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 18年	19年	20年	21年	22年	23年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	31.4	30.8	32.1	32.1	32.0	33.0
逮捕されなかった者	68.6	69.2	67.9	67.9	68.0	67.0

平成23年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は12,443人（13.8%）、同成人は114,869人（42.8%）であり、前年に比べると、少年は0.3%（35人）増加し、成人は4.2%（4,995人）減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は113,929人（37.4%）、同女子は13,424人（24.7%）であり、前年に比べると、男子は3.5%（4,088人）、女子は6.0%（854人）それぞれ減少している。

平成23年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が240人（0.2%）、警察から身柄送致が119,789人（94.1%）、警察で身柄釈放が7,324人（5.8%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が61人（20.3%）、警察から身柄送致が4,660人（3.7%）、警察で身柄釈放が221人（2.9%）それぞれ減少している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	127,353	100.0	-3.7
検 察 庁 逮 捕	240	0.2	-20.3
警 察 から 身 柄 送 致	119,789	94.1	-3.7
警 察 で 身 柄 釈 放	7,324	5.8	-2.9

また、平成23年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は77,281人（60.7%）、不起訴は38,022人（29.9%）、中止は67人（0.1%）、家庭裁判所送致は11,983人（9.4%）であり、前年に比べると、起訴は4.6%（3,733人）、不起訴は3.0%（1,187人）それぞれ減少している。

## (2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成23年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は111,699人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.1%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は110,373人で、勾留請求した者の98.8%を占めている。

また、勾留された者（※）は110,410人で、前年に比べると3.6%（4,182人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成23年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は55,435人で5.6%（3,306人）、勾留中略式命令請求は13,354人で0.2%（33人）、勾留中家裁送致は8,272人で0.4%（31人）、釈放は33,342人で2.4%（809人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	110,410	100.0	-3.6
勾 留 中 公 判 請 求	55,435	50.2	-5.6
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	13,354	12.1	-0.2
勾 留 中 家 裁 送 致	8,272	7.5	-0.4
釈 放	33,342	30.2	-2.4
そ の 他	7	0.0	-30.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,458人（10.4%）、不起訴は29,040人（87.1%）、中止は38人（0.1%）、家庭裁判所送致は806人（2.4%）である。

平成23年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は72,257人（65.4%）、不起訴は29,124人（26.4%）、中止は38人（0.0%）、家庭裁判所送致は8,991人（8.1%）であり、前年に比

べると、起訴は4.6%（3,514人）、不起訴は2.3%（693人）それぞれ減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 起 訴	110,410	100.0	-3.6
不 起 訴	72,257	65.4	-4.6
起 訴 猶 予	29,124	26.4	-2.3
嫌 疑 不 十 分	21,123	19.1	-5.1
そ の 他	6,015	5.4	5.6
中 止	1,986	1.8	6.1
家 裁 送 致	38	0.0	-7.3
	8,991	8.1	0.3

平成23年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は840人（0.8%）、10日以内は43,332人（39.2%）、15日以内は4,475人（4.1%）、20日以内は61,574人（55.8%）、25日以内は16人（0.0%）、25日を超えるは173人（0.2%）である。

なお、平成23年において勾留期間の延長を請求した者は66,337人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は66,226人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は44,305人で、延長が許可された者の66.9%を占める。

## 7 被疑者の前科関係

### (1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成23年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は146,614人で全体の59.5%を占め、前年に比べると0.7ポイント低下している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は42.2%で0.4ポイント、特別法犯は37.3%で1.1ポイントそれぞれ上昇している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	246,474	146,614	99,860
男	211,605	119,101	92,504
女	34,869	27,513	7,356
刑 法 犯	159,864	92,350	67,514
男	136,164	73,722	62,442
女	23,700	18,628	5,072
特 別 法 犯	86,610	54,264	32,346
男	75,441	45,379	30,062
女	11,169	8,885	2,284

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成18年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	62.3	62.4	61.3	60.6	60.2	57.8
前 科 者	37.7	37.6	38.7	39.4	39.8	42.2

平成23年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、盗品等関係（6.5ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律違反（3.8ポイント）、殺人（2.6ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、脅迫（4.3ポイント）、公務執行妨害（3.5ポイント）、強制わいせつ・強姦（3.4ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、殺人、放火などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	50.2	49.8
放火	65.9	34.1
住居侵入	58.8	41.2
文書偽造	60.6	39.4
強制わいせつ・強姦	62.2	37.8
賭博	71.3	28.7
収賄	74.5	25.5
殺害	67.0	33.0
傷害	59.0	41.0
脅迫	47.0	53.0
窃盗	55.5	44.5
強盗	62.5	37.5
詐欺	53.8	46.2
恐喝	46.1	53.9
横領	67.1	32.9
盗品等	57.4	42.6
毀棄	53.1	46.9
暴力行為等処罰に関する法律	43.0	57.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成23年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、外国人登録法違反（93.6%、対前年比0.5ポイント上昇）、公職選挙法違反（81.8%、同1.5ポイント低下）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（72.3%、同3.4ポイント低下）、大麻取締法違反（70.2%、同1.6ポイント上昇）、薬事法違反（69.1%、同3.1ポイント低下）、売春防止法違反（64.2%、同0.7ポイント低下）などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法違反（71.7%、対前年比6.0ポイント上昇）、覚せい剤取締法違反（70.5%、同0.7ポイント低下）などである。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

平成23年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は44.4%（前年46.0%）、特別法犯は52.6%（同52.0%）であり、前科者では刑法犯は66.0%（同66.7%）、特別法犯は75.1%（同74.9%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では強盗（94.0%）、収賄・贈賄（90.2%）、強制わいせつ・強姦（89.9%）、殺人（89.2%）などであり、前科者では殺人（98.7%）、強盗（95.4%）、強制わいせつ・強姦（94.8%）、収賄・贈賄（92.9%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	58.8	69.4
放火	73.3	86.3
住居侵入	44.0	59.5
文書偽造	67.0	76.6
強制わいせつ・強姦	89.9	94.8
賭博	45.8	57.2
収賄	90.2	92.9
殺害	89.2	98.7
傷害	43.6	57.8
脅迫	59.5	64.3
窃盗	39.8	68.9
強盗	94.0	95.4
詐欺	69.9	74.1
恐喝	52.0	57.1
横領	17.0	33.4
盗品等	36.3	51.1
毀棄	56.8	73.3
暴力行為等処罰に関する法律	49.5	66.2

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法違反は初犯者91.7%、前科者94.2%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者76.9%、前科者88.1%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者76.0%、前科者78.7%、大麻取締法違反は初犯者65.1%、前科者75.1%などとなっている。

## 8 検察官の上訴

### (1) 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成23年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は106人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は86人で、検察官が控訴した被告事件の81.1%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成23年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が74.5%と最も高く、次いで控訴棄却が14.2%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	106	100.0
破 棄 自 判	79	74.5
破 棄 差 戻 し ・ 破 棄 移 送	2	1.9
控 訴 棄 却	15	14.2
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	10	9.4

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の40人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは32人（80.0%）、破棄差戻し・破棄移送は1人（2.5%）、控訴棄却は7人（17.5%）である。また、原判決が有罪の64人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは35人（54.7%）、刑が同じは5人（7.8%）、刑を軽くしたは3人（4.7%）で、控訴棄却は8人（12.5%）などである。

### (2) 上告（統計表第59, 61表関係）

平成23年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は8人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成23年において既済となった人員は8人である。

## 9 確定裁判と刑の執行猶予

### (1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成23年において確定裁判を受けた人員は432,051人で、前年に比べると8.7%（41,175人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（144.4%、13人）、拘留（33.3%、2人）はそれぞれ増加し、懲役（7.7%、5,016人）、禁錮（3.6%、122人）、罰金（8.9%、35,908人）、科料（3.4%、103人）はそれぞれ減少している。

また、無罪は10.5%（9人）、公訴棄却は8.1%（33人）それぞれ減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	432,051	100.0	-8.7
死 刑	22	0.0	144.4
懲 役	59,898	13.9	-7.7
禁 錮	3,229	0.7	-3.6
罰 金	365,474	84.6	-8.9
拘 留	8	0.0	33.3
拘 料	2,964	0.7	-3.4
無 罪	77	0.0	-10.5
公 訴 棄 却	376	0.1	-8.1
そ の 他	3	0.0	50.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成18年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
懲役	100	92	88	85	80	74
禁錮	100	96	91	91	91	87
罰金	100	82	70	66	62	56

(注) 平成18年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成18年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については増加傾向にあり、禁錮の実刑については減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成18年	19年	20年	21年	22年	23年
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	41.8	41.9	41.9	42.0	42.6
	執行猶予	58.2	58.1	58.1	58.0	57.4
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	6.4	5.9	5.6	5.7	4.4
	執行猶予	93.6	94.1	94.4	94.3	95.6

平成23年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその構成比を見る(表40)と、前年と比較して、懲役では、15年以下が17.5% (0.2ポイント上昇) 増加し、1年以下が7.4% (0.4ポイント低下)、3年以下が4.4% (0.9ポイント上昇)、5年以下が8.4% (0.3ポイント低下)、10年以下が11.6% (0.3ポイント低下)、20年以下が15.3% (構成比は前年と同数)、20年を超えるが10.9% (構成比は前年と同数)、無期が6.1% (構成比は前年と同数) それぞれ減少している。また、禁錮では1年以下が20.6% (0.1ポイント低下)、3年以下が19.8% (0.4ポイント上昇)、3年を超えるが25.0% (0.3ポイント低下) それぞれ減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員	構成比 (%)
懲役	計	26,053
	1年以下	6,665
	3年以下	15,196
	5年以下	2,654
	10年以下	1,149
	15年以下	222
	20年以下	72
	20年を超える	49
	無期	46
禁錮	計	118
	1年以下	27
	3年以下	85
	3年を超える	6
	無期	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

## (2) 刑の執行猶予 (統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成23年において刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は36,965人で、前年に比べると8.6% (3,485人) 減少している。

自由刑について、刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が33,845人 (91.6%)、禁錮が3,111人 (8.4%) であり、前年に比べると、懲役が9.1% (3,397人)、禁錮が2.9% (92人) それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が65.5%と最も高く、次いで4年以上が23.2%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間		人	員	構成比(%)
計		36,965		100.0
1	年 以 上	14		0.0
2	年 以 上	936		2.5
3	年 以 上	24,196		65.5
4	年 以 上	8,575		23.2
5	年 以 上	3,244		8.8

平成23年において刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は5,429人（取り消された刑の種類は、懲役5,409人、禁錮20人）で、前年に比べると492人（8.3%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は5,149人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.8%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は834人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の16.2%を占めている。